

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 31 年2月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1800070号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1800037号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月16日の標準賞与額を69万円、同年12月19日の標準賞与額を73万8,000円、平成16年12月15日の標準賞与額を71万2,000円、平成17年7月12日の標準賞与額を70万1,000円、平成18年7月15日の標準賞与額を70万2,000円、平成19年7月15日の標準賞与額を74万4,000円、同年12月12日の標準賞与額を76万2,000円、平成20年7月10日の標準賞与額を74万4,000円、同年12月12日の標準賞与額を75万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月16日、同年12月19日、平成16年12月15日、平成17年7月12日、平成18年7月15日、平成19年7月15日、同年12月12日、平成20年7月10日及び同年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月16日、同年12月19日、平成16年12月15日、平成17年7月12日、平成18年7月15日、平成19年7月15日、同年12月12日、平成20年7月10日及び同年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年12月
④ 平成17年7月12日
⑤ 平成18年7月15日
⑥ 平成19年7月15日
⑦ 平成19年12月12日
⑧ 平成20年7月10日
⑨ 平成20年12月12日

請求期間①から⑤までについては、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録がなく、請求期

間⑥から⑨までについては、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に賞与支払届が提出されたため、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）とされている。家計簿等により請求期間①から③までの賞与の手取額が確認でき、賞与支払明細書により請求期間④から⑨までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者から提出された家計簿及び預金通帳（写）並びに同僚から提出された当該期間に係る賞与支払明細書により、請求者は、当該期間にA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②の賞与支給日については、請求者から提出された預金通帳（写）により、請求期間①は平成15年7月16日、請求期間②は同年12月19日、請求期間③の賞与支給日については、同僚から提出された当該期間に係る賞与支払明細書により、平成16年12月15日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記の家計簿、預金通帳（写）及び同僚の賞与支払明細書により推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間①は69万円、請求期間②は73万8,000円、請求期間③は71万2,000円とすることが妥当である。

請求期間④から⑨までについて、請求者から提出された賞与支払明細書により、請求者は、当該期間にA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間④から⑨までに係る標準賞与額については、上記の請求者の賞与支払明細書により確認できる賞与額から、請求期間④は70万1,000円、請求期間⑤は70万2,000円、請求期間⑥は74万4,000円、請求期間⑦は76万2,000円、請求期間⑧は74万4,000円、請求期間⑨は75万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月16日、同年12月19日、平成16年12月15日、平成17年7月12日及び平成18年7月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めているとともに、平成19年7月15日、同年12月12日、平成20年7月10日及び同年12月12日の賞与について、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年7月30日に提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降

は、年金事務所)は、請求者の平成15年7月16日、同年12月19日、平成16年12月15日、平成17年7月12日、平成18年7月15日、平成19年7月15日、同年12月12日、平成20年7月10日及び同年12月12日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。